

住民税非課税世帯に3万円及び 対象世帯の児童1人当たり2万円を支給

松戸市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、12月17日に臨時国会にて成立されました令和6年度補正予算「重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）」を活用し、負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、負担の軽減を図れるよう、1世帯当たり3万円の給付金を支給します。

また、当該世帯の世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円の給付金を加算支給します。

- 対象予定
- (1) 令和6年12月13日現在 松戸市に住民登録のある世帯
 - (2) 令和6年度 住民税非課税世帯
 - (3) 上記世帯のうち、当該世帯員に18歳以下の児童がいる世帯

- 支給金額
- (1) 1世帯当たり3万円
 - (2) 児童1人当たり2万円

- 支給方法 現在調整中

- 予算額
- 【歳出】20億7,519万1千円（対象世帯 約60,000世帯
うち、こども加算約4,000世帯・約6,000人）
- 【内訳】
- 事業費 19億2,000万円（こども加算分含む）
 - 事務費 1億5,519万1千円

【本件に関する問い合わせ先】

松戸市臨時特別給付金事務センター（コールセンター）

☎0120-300-131（通話料無料）または

☎047-391-4001（有料） FAXなし